

令和7年第1回  
1月  
総会

## 白井市農業委員会会議録

令和7年1月7日 開会

令和7年1月7日 閉会

## 白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和7年1月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

|      |         |
|------|---------|
| 会 長  | 中 村 教 雄 |
| 会長代理 | 齊 藤 和 博 |
| 1 番  | 海老原 菊 夫 |
| 2 番  | 増 田 道 恵 |
| 3 番  | 山 崎 正 司 |
| 4 番  | 中 嶋 健 次 |
| 5 番  | 五十嵐 玲 子 |
| 7 番  | 岩 井 聡 明 |

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和6年度第8次農地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

2月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 1月23日木曜日
- ・事前審査会(案) 1月30日木曜日  
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 2月6日木曜日  
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中8名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長 皆さん、明けましておめでとうございます。

本年も皆様がいい年になるようにお祈りいたしております。

また、暮れから正月にかけて、インフルエンザが猛威を振るっているという情報が入っております。

体調面には皆さん気をつけていただいて、お仕事のほうを頑張っていただきたいと思います。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和7年1月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名いたします。

議事録署名者は、2番増田道恵委員、3番山崎正司委員を指名いたします。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

令和7年1月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、谷田字神楽場の2筆です。

地目は畑。

地積は合計で2,000平方メートル。

地権者は記載のとおりです。

義務者も記載のとおりです。

申請事由は賃借権設定です。

2番、中宇古名内の1筆です。

地目は畑。

地積は1,984平方メートル。

権利者は記載のとおりです。

義務者も記載のとおりです。

申請事由は、売買による所有権移転です。

3番、神々廻字長堀の1筆です。

地目は畑。

地積は3,484平方メートル。

権利者は記載のとおりです。

義務者も記載のとおりです。

申請理由は賃借権設定です。

以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の副班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

五十嵐玲子委員。

五十嵐玲子委員 副班長の五十嵐です。

審査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日は権利者御本人が出席されました。

申請地は、市役所から東へ約4.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、管理されている状態であります。

進入路については、赤道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

主な農機具についてですが、トラクターは義務者の研修先より借りる予定になっております。

今後、自己資金により、軽トラ1台、管理機1台、トラクター1台を購入する予定です。

労働力は世帯員2名で、2名とも農業に従事する予定になっております。

年間従事日数は180日で、森田農園、アグリイノベーション大学校で研修経験があり、新規就農を始めるに当たり、問題がないと思われます。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中 村 会 長  
五十嵐玲子委員

どうぞ。

審査資料2番目を御覧ください。

当日は権利者御本人が出席されました。

申請地は、市役所から北へ約5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、管理されている状態であります。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、軽トラ1台、トラクター1台、耕運機1台で、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員6名のうち3名で、農業に従事しております。

年間従事日数は250日で、技術力もあります。

現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

次に、資料3番を御覧ください。

当日は権利者、義務者共に御本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、管理されている状態であります。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。  
主な農機具についてですが、軽トラ1台と刈払機1台を所有しており、今後、自己資金により、管理機1台、動噴1台、精米機1台を購入する予定です。

労働力は世帯員2名のうち1名です。

年間従事日数は200日で、チバニアン兼業農学校、日本農業実践学園、東京オリーブ農園、岩崎雑穀農園で研修経験があり、新規就農を始めるに当たり問題ないと思われます。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中 村 会 長      ただいま、事前審査会の副班長より審査内容の報告がございました。  
地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1 番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員      谷田地区推進委員の松丸です。

内容につきましては、副班長の御説明にあったとおりでございますが、義務者との連絡が取れまして、話ができましたので、報告させていただきます。

今回の申請の圃場ですが、2年前まで法人に貸し出されていまして、作付が行われていたということでした。

その後、返却されまして、再度貸出しができますように、耕運等、管理のほうは行っていたということでした。

早めに借りる方が見つかってよかったということです。

また、権利者についても、自宅から圃場まで離れていることから、収穫作業、あと、荷造り等を効率的にやりたいということで、パイプハウスで作業場等を建てさせてもらって、作業のほうを進めていきたいということでした。

また、近隣が作付がされているということで、除草等にも気をつけて栽培をしていくということでした。

以上です。

中 村 会 長      2 番について、最適化推進委員の石井修一委員、お願いいたします。

石井修一委員      小名内地区推進委員の石井です。

義務者、権利者双方にお話をお聞きしました。

それで、義務者は小名内地区にもう住んでおらず、畑を、今後農業をやるつもりがないらしくて、どうしようかと悩んでいたときに、隣の人が買受けできるような話になったみたいです。

それで、権利者にお話を聞いたときに、当人は会社員なんですよ。

それで、年間従事が250日となっていましたけれども、会社勤めをしているので、

160日に訂正してくださいとお話しされていました。

ほかのことは問題なく進んでおります。

以上です。

中 村 会 長      3番について、最適化推進委員の山崎操夫委員、お願いいたします。

山崎操夫委員      神々廻地区担当の、推進委員の山崎です。

本人に直接話を聞きました。

畑にかかっている枝等の伐採を、持ち主の家の人と相談して伐採の許可を得ています。

他の地区での農業経験もまあまああり、問題ないかと思われます。

中 村 会 長      事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりました。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ。

伊藤 治委員      最適化推進委員の伊藤です。

1番の方なのですけれども、3年間の賃借権の設定ということで、こちらの営農計画のほうにも、その後、五、六年後、事業を拡大したいとあるのですが、その際に、谷田にその後移住されるとか、そういうような形で継続的に農業経営されるような考えの方なのでしょうか。

中 村 会 長      これは松丸さん。

松丸敏雄委員      今回、3年で計画されていましたが、一応、退職後までやりたいということで、3年以降も同様という話でした。

移住のほうは、取りあえず今のところは考えていないということです。

伊藤 治委員      ありがとうございます。

あと、もう一つよろしいでしょうか。

これは多分、営農計画書、資料3番のほうなんですけれども、間違いか、私のほうが分からなかったのので聞きたいのですけれども、生産収益、年間計画、これがモチキビ300万で、計350万となっているのですけれども、オリーブの葉っぱか何かを50万という形で、売上げが加算されるのでしょうか。

それとも、300万と350万の入れ間違いというか。

中 村 会 長      これは事務局、打ち間違い。

事 務 局      こちら、単純なミスでして、今、修正のほうは対応しています。

伊藤 治委員      ありがとうございます。以上です。

中 村 会 長      ほかにございませんか。

海老原菊夫委員      農業委員の海老原です。

3番の件なのですけれども、就農の動機が、農薬、化学肥料を使わない自然農法と、いろいろ書いてあって、一生懸命なんですけど、隣のうち、梨畑じゃなかったかなと

思っているんです。

その辺のあんばいはどうなっていますかなと。

山崎正司委員 農業委員の山崎です。

当人にこの間確認したのですよね、事前審査会のときに。

それは、やっぱり農薬のドリフトの関係があるので質問したところ、かからないように少し間を空けるとか、栽培のね。

生産するものがキビとか何かで、殻かぶっているらしいんですよ。中身食べるので、多少のドリフトは大丈夫なようなことは言っていました。

海老原菊夫委員 分かりました。

山崎正司委員 以上です。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を許可することに可決いたします。

2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番を許可することに可決いたします。

3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。  
令和7年1月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字清戸字西割の1筆です。

地目は畑。

地積は290平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、専用住宅建設の転用を伴う、使用貸借権の設定です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の副班長より審査内容の報告をお願いいたします。

五十嵐玲子委員。

五十嵐玲子委員 五十嵐です。

資料4番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者、義務者の代理人が出席されました。

立地基準ですが、申請地は市役所より東へ約3キロメートルです。

進入路は市道により確保されております。

農地区分としては、10アール未満の一团の農地のため、第2種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、専用住宅です。

次に一般基準ですが、本申請は専用住宅ですが、申請面積は290平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、権利者の夫による融資にて賄う計画となっております。

污水排水については、合併浄化槽を経由し、市道の側溝へ放流する予定です。

また、申請地は農振農用地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上です。

中 村 会 長 ただいま、事前審査会の副班長より審査内容の報告がございました。  
地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 推進委員の松丸です。

今、副班長から報告があったとおりでございますが、内容については副班長から報告があったとおりでございますが、権利者、義務者とお話できましたので、報告さ

せていただきます。

権利者は義務者の長女に当たるそうです。

お子さんの誕生を機に新居を建てることを計画しまして、母であります義務者に相談したそうです。

義務者のほうも、旦那さんが数年前に亡くなりまして、今後、農地の管理等、不安もあったことから、権利者に近くに住んでほしいという希望もあったそうです。そういう中で、権利者も安心して子育てができるということもありまして、今回の申請に至ったということでした。

報告については以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりました。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

いいですか。

どうぞ。

押田勝巳委員 最適推進委員の押田ですけれども、この土地なのですけれども、もう分筆して登記してあるのですか、290平米。

これ、前、一つの大きな畑みたいなのですけれども。

事 務 局 申請時点ではまだ分筆していなかったのですけれども、今時点、12月の24日に分筆登記が終わりまして、今、事務局のほうで分筆の公図と登記簿はあります。

押田勝巳委員 番地が新しい番地になっているので。

事 務 局 許可時点のときには、分筆後の新しい地番となります。

押田勝巳委員 分かりました。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

山崎正司委員 じゃあ。

中 村 会 長 はい。

山崎正司委員 農業委員の山崎です。

この土地の一部にコンクリートで覆われたところが、車庫の跡らしいんですけれども、この間もその話で、これはちょっとまずのではとの話だったのですけれども、何かその話ありましたか。

事 務 局 昨日、権利者の代理人のほうから話ありまして、コンクリートで、打ってあるのですけれども、ちょうど駐車場として活用する予定で、建築図面を修正して、県への進達をする予定です。

押田勝巳委員 分かりました。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長     賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第3号 令和6年度第8次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局     事務局の今井です。

3ページを御覧ください。

議案第3号 令和6年度第8次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、別紙のとおり、令和6年第8次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和7年1月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村敦雄。

続きまして、4ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和6年度第8次農用地利用集積計画一覧表（案）です。

1番、神々廻字長堀の1筆です。

地目は畑です。

利用権設定面積は7,671平方メートルです。

設定する権利は、種類は使用貸借です。

内容は畑作。

期間が2年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は192アール。

更新になります。

2番、木字向の1筆です。

種目は畑です。

利用権設定面積は408平方メートルです。

設定する権利は、種類は賃貸借です。

内容は畑作、期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は197アール、更新になります。

以上でございます。

中 村 会 長 農用地利用集積計画については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

また、今回は全て更新ですので、地区担当委員の補足説明もございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和6年度第8次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

賛成全員です。

議案第3号 令和6年度第8次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決いたします。

次に報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは6ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和7年1月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

7ページを御覧ください。

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出です。

8ページを御覧ください。

②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出です。

専決処分については以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただいて、4番、報告・協議事項等の（2）その他になります。

2月の事前審査会、総会の日程について。

申請の締切りは、受付締め切りが1月23日木曜日。

事前審査会が1月30日木曜日。

担当は第2班になります。

午前9時から、本庁舎2階災害対策室2になります。

総会が令和7年2月6日木曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長      本日の議案については全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人